

## 役員退職金規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益財団法人地球環境産業技術研究機構（以下「本財団」という。）の「役員等の報酬等及び費用に関する規程」第3条第3項の規定に基づき、常勤役員退職金に関し必要な事項を定める。

(退職金の支給)

第2条 本財団の常勤役員が退任したときは、退職金を支給する。ただし、常勤役員が定款第33条の規定により解任されたときは、退職金を支給しない。

2 常勤役員が任期満了により退任した場合において、その者が引き続き常勤役員として再任されたときは、前項の規定にかかわらず、退職金を支給せず、最終の退任時に退職金を支給する。この場合における在任月数の計算は、在任期間を通算して行う。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、退任時の報酬月額100分の28に相当する金額に在任月数を乗じた額とする。

2 前項の規定による退職金の額は、常勤理事については、理事長が理事会の承認を得て、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。常勤監事については、評議員会の決議によりその者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

3 第1項の在任月数は、常勤役員に就任した日から常勤役員を退任した日までの月数とし、1月未満の端数は、1月とする。

4 退職金の計算の結果100円未満の端数を生じたときは、100円に切り上げるものとする。

(退職金支給対象)

第4条 退職金は、退任した当該常勤役員（当該常勤役員が死亡により退任したときは、その遺族）に支給する。

2 前項の遺族の範囲及び順位については、職員退職金規程細則第10条を準用する。この場合において「職員」とあるのは、「常勤役員」と読み替えるものとする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1. 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公

益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 退職金計算の経過措置として、本規程の施行の前日までの期間については、従前の計算方法を適用する。

#### 附則

本改正は、平成30年6月21日から施行する。